

消防だより

令和4年8月号



令和4年度

署内救助展示訓練実施



久米島町消防本部では6月27日(月)に「令和4年度署内救助展示訓練」を行いました。この訓練は近年新たに導入されたロープレスキューという救助法について、各隊員がその性質を熟知し、知識・技術を修得することにより、近年多様化する災害現場でもより充実した活動を行うことを目的としています。

訓練では、同一想定を1隊ずつ3隊で行い、各隊とも安全・確実・迅速な活動を行うことは基より、ロープレスキューという新たな救助法に工夫を凝らした活動を行っていました。



消防用設備等の点検報告のお願い



防火対象物の所有者等(所有者・管理者・占有者)は、消防用設備を設置した場合、定期的に点検を行い、消防署へ報告する義務があることはご存じでしょうか。

★点検対象施設とは：150㎡以上の店舗、全ての飲食店、ホテル、共同住宅等

当本部では、点検報告の向上を推進するため、建物の規模により、資格がなくても、比較的点検の容易な消火器と誘導標識について、点検から報告書作成までを補助するウェブアプリをホームページ上に掲載致しました。この機会に、ご自身で点検報告をしてみませんか。

消防用設備点検アプリURL

<http://www.town.kumejima.okinawa.jp/docs/2021020200018/>



※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。※住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。 ※違反對象物公表制度

あなたの所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防設備が必要になったが未設置の場合、消防法令違反となり公表の対象になることがあります。



6月
出動状況

- ・救 急 …………… 38件 (174件)
- ・火 災 …………… 0件 (0件)
- ・救 助 …………… 0件 (3件)
- ・風水害 …………… 1件 (1件)
- ・捜 索 …………… 1件 (1件)
- ・その他 …………… 0件 (5件)

()は、令和4年累計 合計…………… 40件 (184件)